

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
48	<p>3.7.2. 介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金 指摘事項 17 ○抵当権の設定確認について</p> <p>担保権の設定に当たっては県知事の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿（全部事項証明書）を入手し担保権の設定状況を確認する必要がある。</p> <p>根抵当権の設定に当たっては、県知事に対し財産処分承認申請書は提出されているが、財産処分の種類としては、「抵当権の設定」に該当するものとして申請がなされており、「根抵当権の設定」とはされていない。担保に供する処分としての抵当権の設定に当たっては、補助財産を取得する際に行われるものであること、補助事業者の資金繰り等のため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められ返済の見込みのあることが必要である。抵当権のうち普通抵当権については条件を充足していれば支障はないが、根抵当権については、補助財産を取得するための貸付債権だけでなくその他の一般債権についても担保するものであるため、補助金が補助財産を取得するための債務以外の債務の返済に充てられる可能性があるため適切ではないことから見直しが必要である。</p>	<p>補助事業者に対し、補助金で取得する財産に根抵当権を設定しないよう周知するとともに、事業完了後、登記簿等の提出を求め、担保権の設定内容を確認した際に根抵当権が設定されている場合は、補助事業者に対し是正を求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険課）</p>	<p>○措置済</p> <p>平成24年度以降に当該補助金を活用した事業者に対し、全部事項証明書の提出を求め、担保権の設定状況について確認したところ、1事業者が「根抵当権」を設定していたことから、平成28年12月12日付けで是正措置を取るよう対象事業者へ通知し、その後も継続的に是正状況を確認、指導したところ、当該事業者から、根抵当権抹消に関し平成29年5月31日に申請し、同年6月1日付けで登記が完了したことを確認しております。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【 意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
81	<p>3. 17. 1. 私立保育所運営事業補助金</p> <p>意見15</p> <p>○保育材料費，備品費，採暖費，給食費及び庁費の算定方法について</p> <p>保育材料費，備品費，採暖費，給食費及び庁費は，平成16年から児童一人当たり4,300円で開始したものであるが，その後は，4,300円の単価で計算した金額に乗ずる率を毎年度変更して毎年度の補助額を決定している。平成26年度の当該率は，上表の通り0.38である。この項目の内容が本来は保育所運営費で賄われるものであることや，毎年度補助額を変動させていることなどから，補助金額とその効果の対応が不明確な項目であり，見直しが望ましい。</p>	<p>児童の処遇向上のため，補助の継続が必要と考えておりますが，補助額の算定方法や効果を図る方法について今後検討を進めてまいります。</p> <p>(子ども未来課)</p>	<p>○措置済</p> <p>当該補助金の補助対象経費の内訳を見直し，保育材料費等の項目については補助対象としないこととしました。</p> <p>(子育てあんしん課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。